

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）を熟知の上、参加されたい。

- 1 入札方式 一般競争入札
2 入札に付する事項

件名	規格	数量	納地	納期	摘要
航空機目標等の設置及び撤去等作業	仕様書のとおり	1 件	防衛装備庁次世代装備研究所飯岡支所	令和 5 年 3 月 3 0 日	

- 説明会 なし
- 3 入札 (1) 日 時 令和 4 年 1 2 月 1 5 日（木）1 3 時 3 0 分
(2) 場 所 防衛装備庁次世代装備研究所 入札室
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)
- 4 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和 4 ・ 5 ・ 6 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」「A」、「B」又は「C」の等級のいずれかに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
(4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官から又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止期間中の者」という。）でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
(7) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、契約担当官等の確認を受けている者であること。
- 5 入札方法 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 0 0 / 1 1 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 (1) 入札保証金 免除
(2) 契約保証金 免除
- 7 入札の無効 4 の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 8 契約書作成の必要の有無 有
- 9 契約をしようとする基本契約条項等 役務請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他

- (1) 電子調達システムの利用 本件は、政府電子調達（GEP S）を利用する案件である。なお、電子調達システムの障害により、入札を取りやめ、本公告が変更となる場合がある。
《電子入札による入札書受領期間》
公告日から入札日の前日17時15分（行政機関の休日を除く）まで。また、電子調達システムにより難い者は、担当官の承諾を受けて、紙方式に代えるものとする。この場合、令和4年12月5日（月）17時15分まで（行政機関の休日を除く）に下記問い合わせ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。
- (2) 端数処理 入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。
- (3) 現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長及び防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 提出資料 (1) 各書類は、下記問い合わせ先に提出すること。
(2) 防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを入札日の前日（行政機関の休日を除く）、参考見積書を入札日の15日前（行政機関の休日を除く）までに提出するものとする。
(3) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の7日前（行政機関の休日を除く）までに提出するものとする。
- (5) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。
- (6) 契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。
- (7) 契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付すものとする。なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。
- (8) 落札者が中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、別に定める「中小企業者に関する質問及び回答」を提出し、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。
- (9) 問い合わせ先 本書記載事項については防衛装備庁次世代装備研究所飯岡支所業務班に照会のこと。

〒289-2702 千葉県旭市大字塙字三番割
TEL 0479-57-6499

郵便による入札について

(1) 郵便による入札方法

一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（行政機関の休日を除く）までに必着のこと。

(2) 郵送する書類等 入札書

(3) 封筒について

(ア) 入札書を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長3（縦 235 mm×横 120 mm）程度とし、表面に公告番号、件名、入札年月日及び「入札書在中」と明記のうえ、必ず封印すること。

(イ) 封印した内封筒を外封筒に入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載のうえ送付すること。

(4) 入札の無効

郵便入札の執行については、公告 7 項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

(5) その他

(ア) 郵送による入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

(イ) 郵送先は次のとおりとする。

〒154-8511 東京都世田谷区池尻1-2-24

防衛装備庁次世代装備研究所分任支出負担行為担当官 宛

「入札書在中」

封筒の記載例 ※ 貴社名も明記してください。

※ 縦横等は任意。

内封筒（表）
長 3 程度
公告第〇〇号
件名「△△△△」
入札日 〇年〇月〇日
「入札書在中」
貴社名

外封筒（表）
〒154-8511
東京都世田谷区池尻 1-2-24
防衛装備庁次世代装備研究所
分任支出負担行為担当官 宛
「入札書在中」

公告	番号	公告第73号
	年月日	令和4年11月15日

入札書

分任支出負担行為担当官

令和4年12月15日

防衛装備庁次世代装備研究所

総務課長 鍋田 竜光 殿

住所

会社名

代表者名

担当者名

連絡先

貴庁「入札及び契約心得（地方調達）」及び基本契約条項等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

金額	¥ _____	納地	防衛装備庁次世代装備研究所飯岡支所
		履行期限	令和5年3月30日
		業者コード	

品件名	規格	数量・単位	単価	金額
航空機目標等の設置及び撤去等作業		1件		
計				

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の100/110に相当する金額を記入すること。

防衛装備庁仕様書

1/12

品 件 名	航空機目標等の設置及び撤去等作業	仕様書番号	Z-04-1-33021-WA-0101
		作成年月日	令和4年10月24日
		作成部課名	次世代装備研究所飯岡支所

1. 総則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、ステルス評価装置のフォローアップのための航空機目標等の設置及び撤去等作業（以下「本役務」という。）について規定する。

1. 2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するものを除き、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約後当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議するものとする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違がある場合には、法令を除き、この仕様書に定める内容を優先するものとする。

1. 2. 1 法令等

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (2) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

1. 2. 2 その他

- (1) RCS計測用小型航空機実大模型の製造 取扱説明書（令和3年）
- (2) 屋外計測用基礎全機実大RCS試験模型 取扱説明書（平成28年度）
- (3) 電波調整治具 取扱説明書（平成30年度）
- (4) 低RCS目標用回転装置の製造 取扱説明書（平成29年）
- (5) ステルス評価装置用大型回転制御機材 取扱説明書（平成27年）

2 役務に関する要求

2. 1 役務の概要

本役務は、防衛装備庁次世代装備研究所飯岡支所（以下「飯岡支所」という。）において、RCS計測を行うため、飯岡支所に設置された低RCS目標用回転装置のうちローター部（以下「ローター」という。）及びステルス評価装置用大型回転制御機材（以下「大型回転制御機材」という。）への各種計測目標（RCS計測用小型航空機

実大模型及び屋外計測用基礎全機実大RCS試験模型（以下「航空機模型等」という。）の設置・撤去並びに日々の計測準備・片付け等作業の支援を行うものである。

2. 2 役務実施内容

付図1を基準とし、官の指示により、2. 2. 1～2. 2. 4項に示す作業を実施すること。また、併せて、電波吸収体衝立等の計測器材の運搬、立ち上げ、電波吸収体の貼り替え（電波吸収体はマジックテープで取り付け取り外しが可能な構造）、目標の監視、試験に使用した工具やケーブル等の器材整理、木箱及び段ボールの解体等の日々の計測の支援作業を実施する。なお、作業に必要な器材（牽引車、ラフタークレーン35t以上、フォークリフト等：※高所作業車を除く）及び人員（高所作業車の操作員も含む。）は飯岡支所に常駐させるものとし、契約相手方が準備するものとする。なお、作業日は下記の間とし、土日祝日を含むものとする。

- ・令和5年1月16日（月）～令和5年1月27日（金）の間
 - ・令和5年2月6日（月）～令和5年2月17日（金）の間
 - ・令和5年2月27日（月）～令和5年3月10日（金）の間
 - ・令和5年3月13日（月）～令和5年3月24日（金）の間
- ※作業時間は、0830～1730のうち8時間とする。

2. 2. 1 航空機模型のローテーターへの設置作業等

(1) 航空機模型等のローテーターへの設置作業

ア 付図2に示す組立場からローテーターまで航空機模型等を運搬する。航空機模型等の運搬は、航空機模型に付属の全機ドーリーを牽引車等で牽引する方式を基準とする。

イ 付図3、4、6を参考に航空機模型等に吊り具を取り付け、航空機模型等を全機ドーリーから切り離す。その後、ラフタークレーン等で吊り上げ、航空機模型等をローテーターに取り付ける。

ウ 航空機模型等から吊り具を取り外す。

(2) 航空機模型等のローテーターからの撤去作業

ア 付図3、4、6を参考に航空機模型等に吊り具を取り付け、航空機模型等をラフタークレーン等で吊り上げ、ローテーターから取り外す。

イ 取り外した航空機模型等を全機ドーリーに取り付け、付図2に示す組立場まで運搬する。航空機模型等の運搬は、航空機模型等に付属の全機ドーリーを牽引車等で牽引する方式を基準とする。

2. 2. 2 大型回転制御機材への設置作業等

(1) 航空機模型の大型回転制御機材への設置作業

ア 付図2に示す組立場から大型回転制御機材まで航空機模型等を運搬する。航空機模型等の運搬は、航空機模型等に付属の全機ドーリーを牽引車等で牽引する方式を基準とする。

イ 付図3、4を参考に全機ドーリーから前方ドーリー及び後方ドーリーを切り離す。

(2) 航空機模型の大型回転制御機材からの撤去作業

ア 付図3、4を参考に全機ドーリーの前方ドーリー及び後方ドーリーを取り付ける。

イ 付図2に示す組立場まで運搬する。航空機模型の運搬は、航空機模型に付属の全機ドーリーを牽引車等で牽引する方式を基準とする。

2. 2. 3 電波調整治具の取付け及び取外し作業等

(1) 電波調整治具のローテーターへの設置作業

ア 付図2に示す組立場からローテーターまで電波調整治具等を運搬する。電波調整治具等の運搬は、フォークリフト等で輸送する方式を基準とする。

イ 付図3、5、6を参考に電波調整治具に吊り具を取り付け、ラフタークレーン等で吊り上げ、電波調整治具をローテーターに取り付ける。

ウ 電波調整治具から吊り具を取り外す。

(2) 電波調整治具のローテーターからの取り外し作業

ア 付図3、5、6を参考に電波調整治具に吊り具を取り付け、ラフタークレーン等で吊り上げ、電波調整治具をローテーターから取り外す。

イ 付図2に示すローテーターから組立場まで電波調整治具等を運搬する。電波調整治具等の運搬は、フォークリフト等で輸送する方式を基準とする。

2. 2. 4 機材の養生等作業

天気予報において、平均風速12m/s以上が予測された場合、官の指示により、航空機模型等及び電波吸収体壁等の試験器材の組立場及びテント倉庫等への搬入、試験器材固縛等の養生の作業支援を行う。

2. 3 報告書の作成

契約相手方は2.2項の実施に関して作業結果報告書を作成すること。

2. 4 役務対象物品

役務対象物品は表1に示すとおりとする。

表1 役務対象物品

番号	品名	数量	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所	備考
1	RCS計測用小型航空機実大模型	1式	契約後速やかに	防衛装備庁次世代装備研究所飯岡支所	納期まで	防衛装備庁次世代装備研究所飯岡支所	
2	屋外計測用基礎全機実大RCS試験模型	1式					
3	ステルス評価装置用電波調整器具	1式					
4	電波吸収体壁	1式					

2.5 役務実施場所

防衛装備庁次世代装備研究所飯岡支所

3 検査

2.2項について作業結果報告書により実施する。

4 その他の指示

4.1 貸付文書

貸付文書は表2のとおりとする。

表2 貸付文書

番号	名称	部数	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所	有償・無償の別	備考
1	RCS計測用小型航空機実大模型の製造取扱説明書(令和3年)	1部	契約相手方の申請後速やかに	防衛装備庁次世代装備研究所飯岡支所	納期まで	防衛装備庁次世代装備研究所飯岡支所	無償	
2	屋外計測用基礎全機実大RCS試験模型取扱説明書(平成28年)							

3	ステルス評価 装置用大型回 転制御機材 取扱説明書 (平成27 年)							
4	ステルス評価 装置用電波調 整治具の製造 構造設計計算 書(平成30 年)							

4. 2 提出書類

契約相手方は表3に示す書類を官に提出するものとする。

表3 提出書類

名 称	部数	提出時期	提出場所	備 考
作業結果報告書	1部	検査実施前	防衛装備庁 次世代装備研究所 飯岡支所	A4紙媒体とする。

4. 3 養生

契約相手方は、本役務の実施にあたり、物品および構造物に損傷を与えるおそれがある場合は、養生等必要な措置をとるとともに、それらに損傷を与えた場合は官に報告しなければならない。

4. 4 器材等の準備

契約相手方は、本役務の実施にあたって、必要な器材等を準備するものとする。

4. 5 安全管理

契約相手方は、本役務の実施について、1. 2. 1項に基づき必要な安全管理を実施するものとする。

4. 6 官側の支援

契約相手方は本役務の実施にあたり、官の保有する施設、設備、文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

4.7 保全

契約相手方は、本役務において官から得た情報を外部に漏洩又は官の承認を得ないで転用してはならない。

4.8 発生材の処置

本役務により生じた発生材は、官と調整の上、契約相手方の責任において適切に廃棄処分するものとする。

4.9 その他

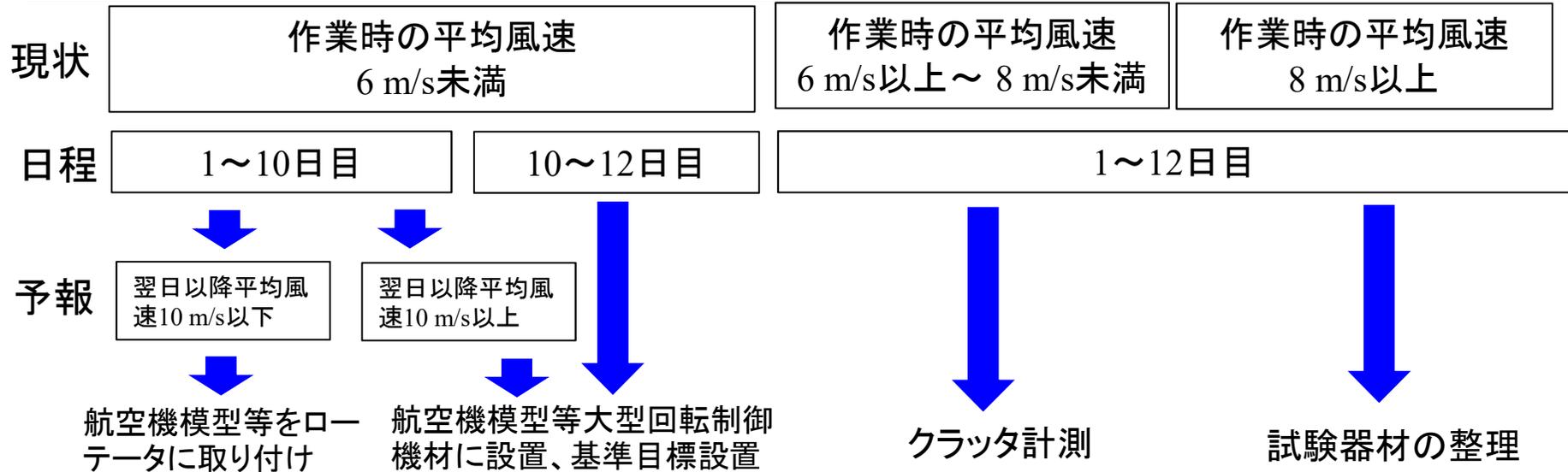
この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

作業実施基準

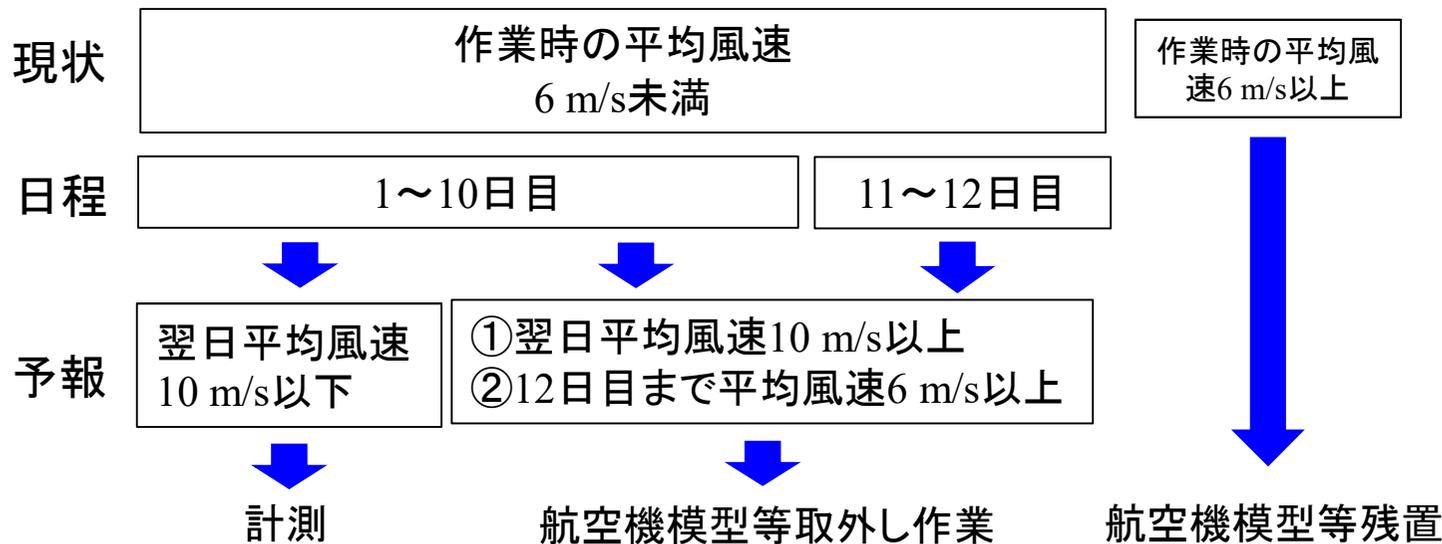
付図1

以下を基準とし、官の指示により作業を実施する。12日間を1セットとし、計測を行う。

①航空機模型等を組立場に格納している場合



②航空機模型等をローテータ上に設置している場合



③共通

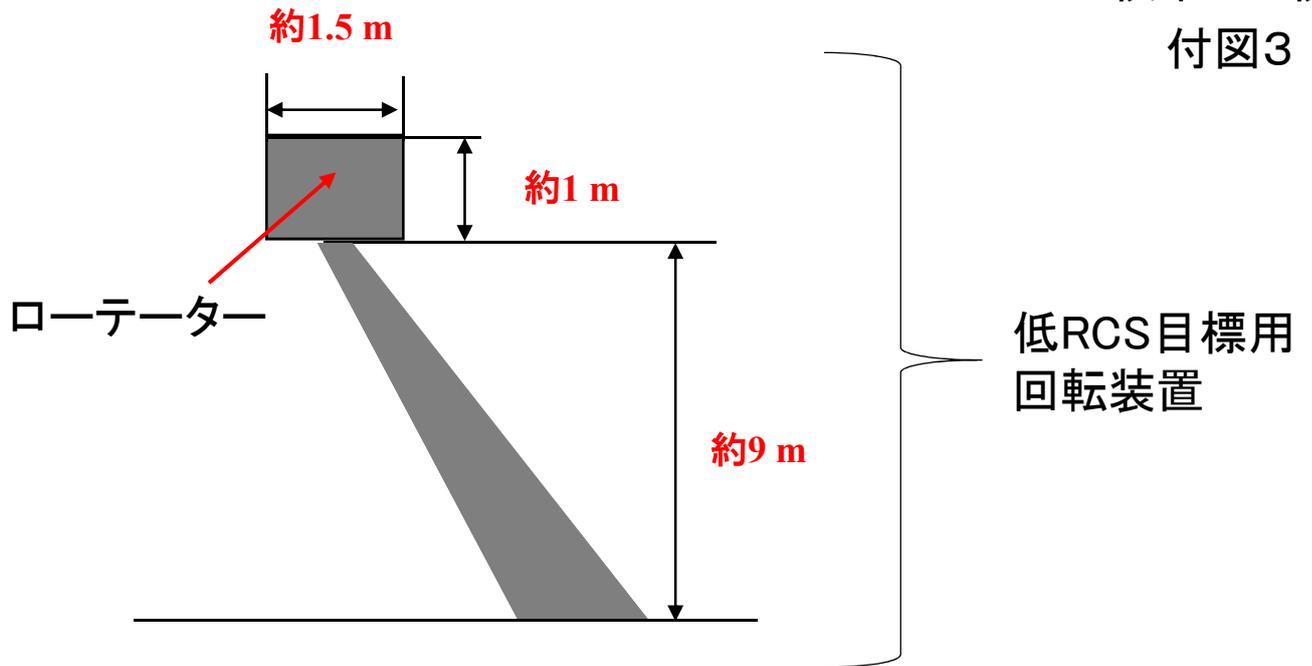
平均風速12 m/s以上の予報
航空機模型の撤去、試験器材の組立場及びテント倉庫等への搬入、試験器材固縛等の養生等

12枚中の7枚

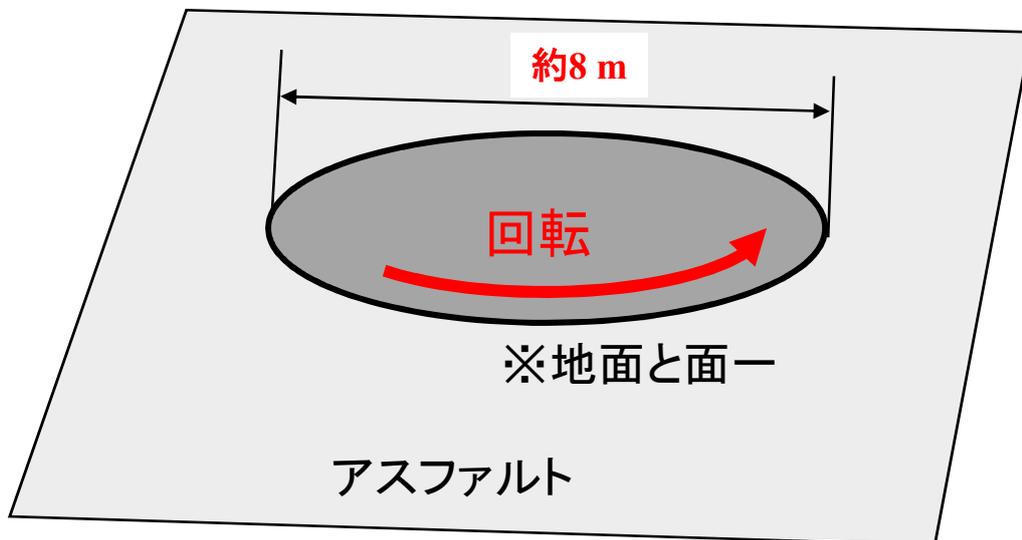


飯岡支所内作業場所(基準)

12枚中の9枚
付図3



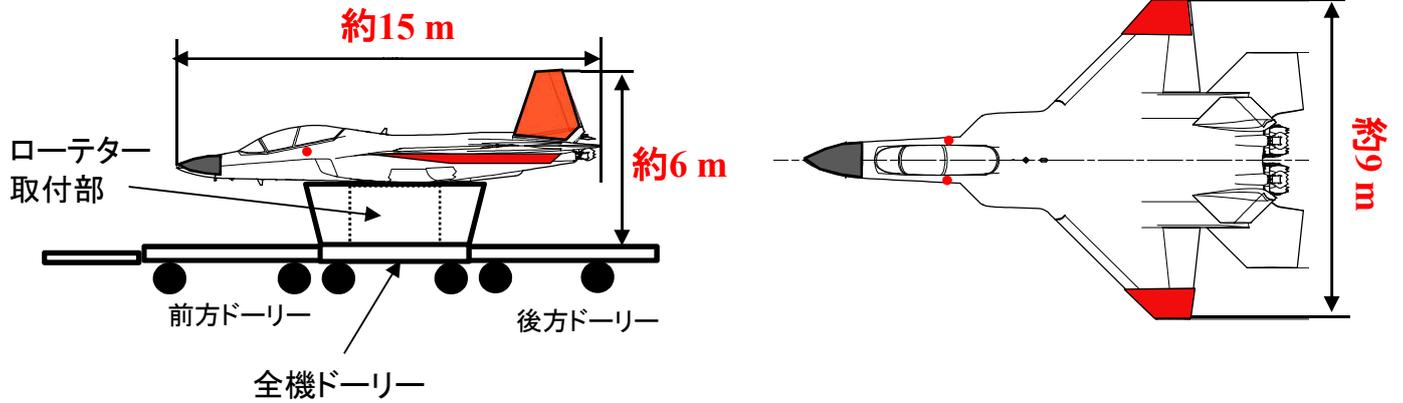
ローテーターの概要



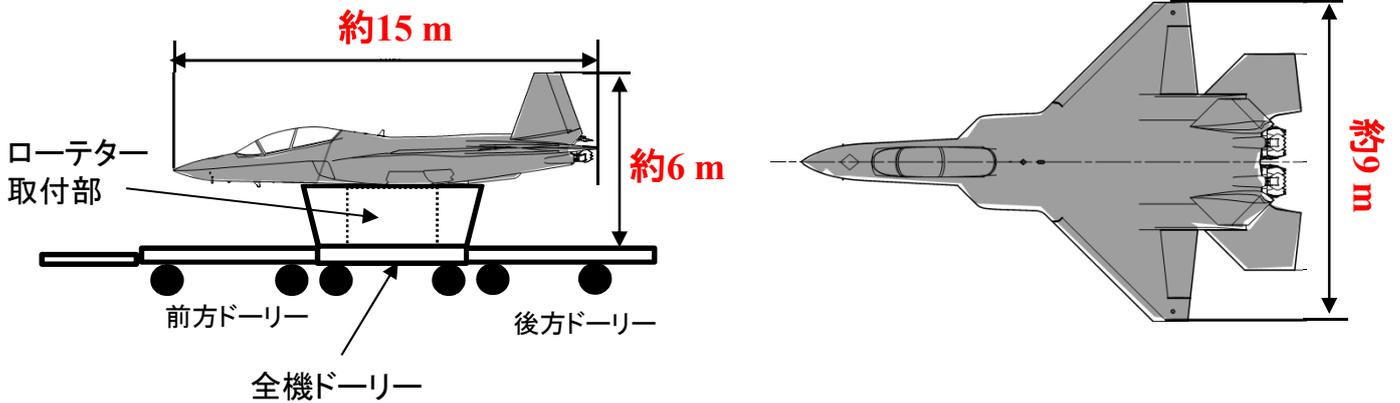
大型回転制御器材の概要

12枚中の10枚

付図4



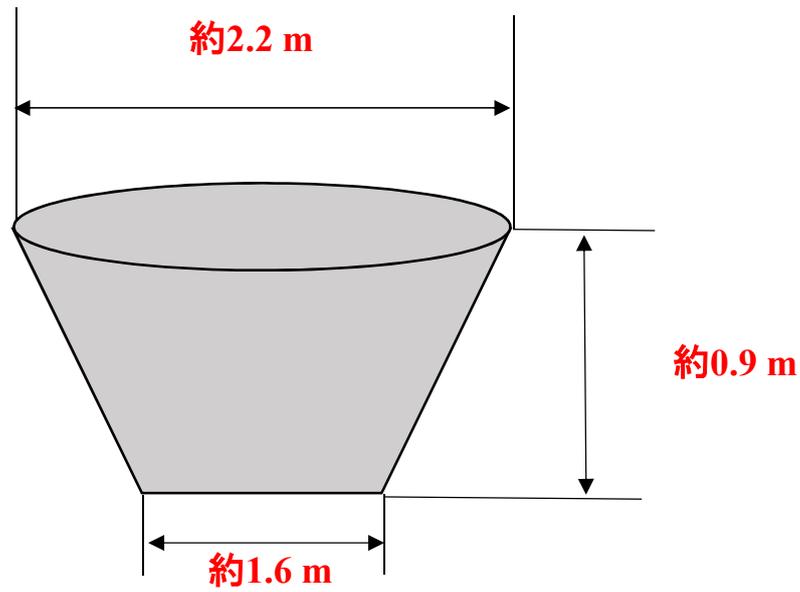
RCS計測用小型航空機実大模型の概要



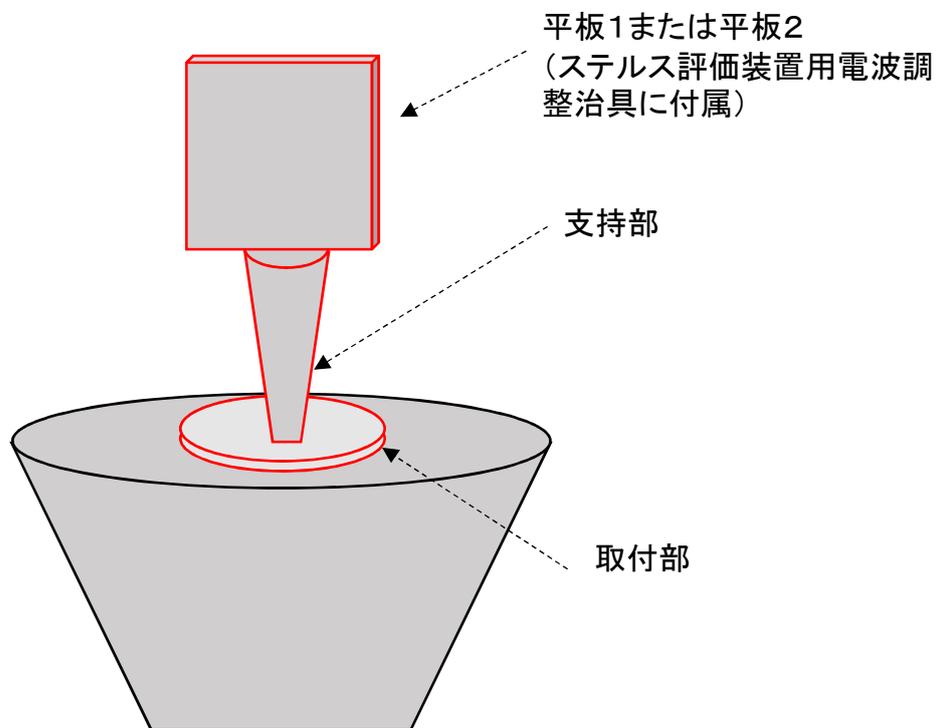
屋外計測用基礎全機実大RCS試験模型の概要

12枚中の11枚

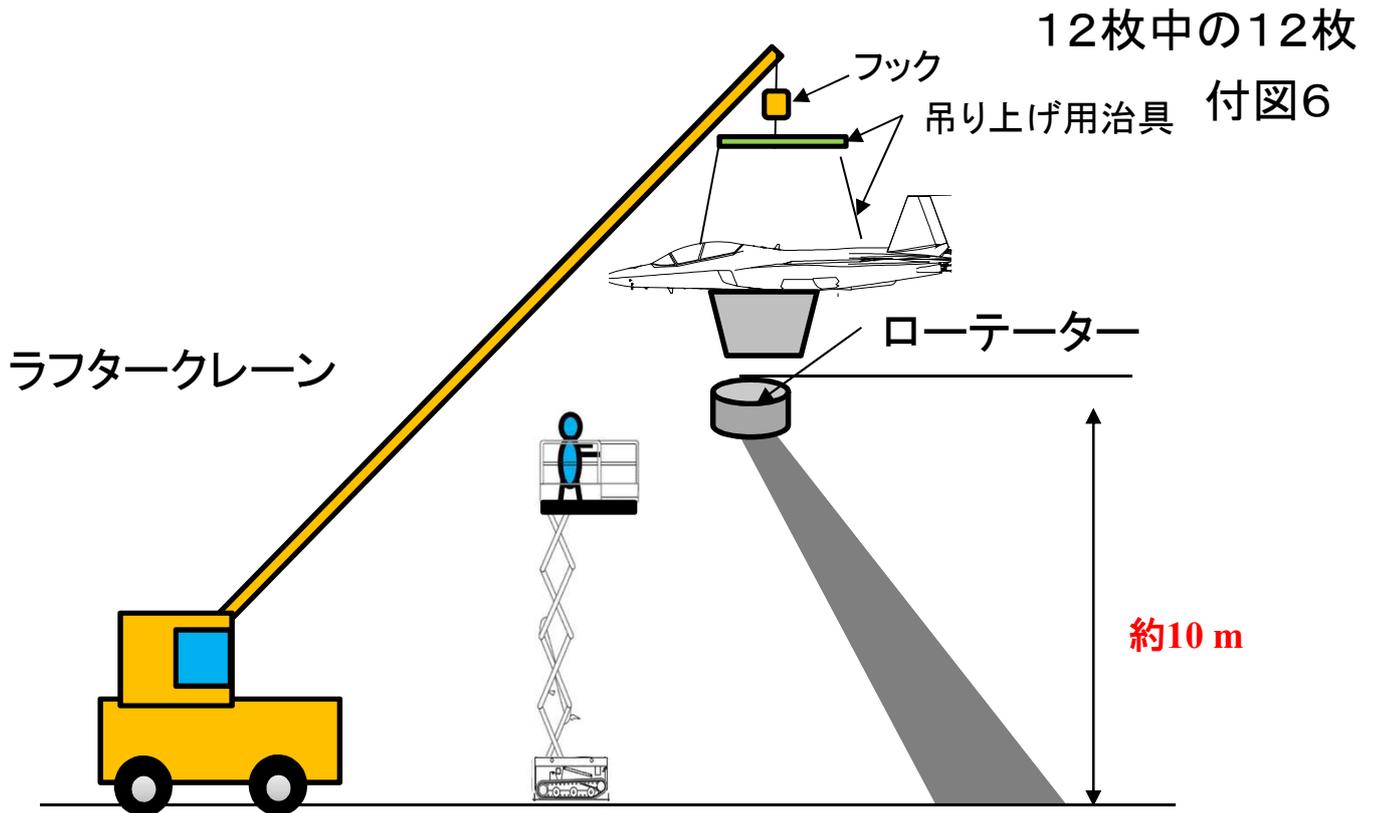
付図5



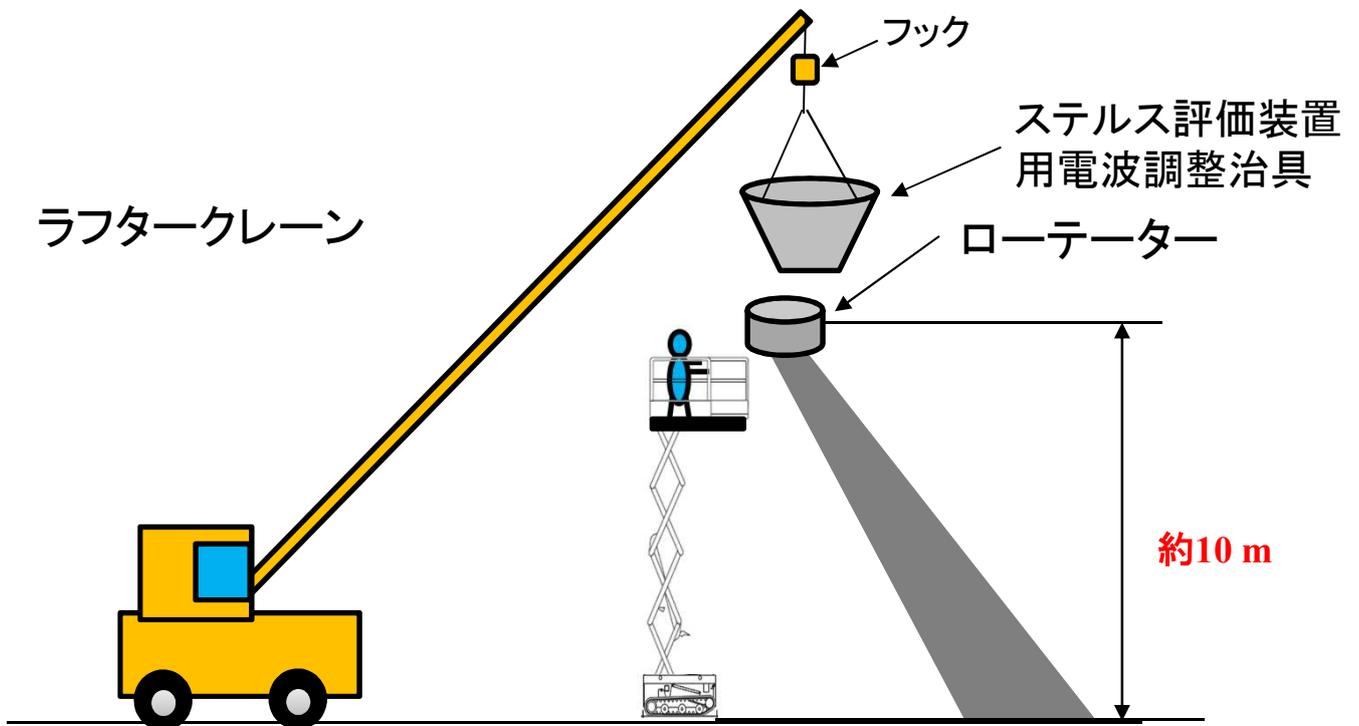
電波調整治具



電波調整治具(付属の平板取り付け時)



航空機模型等吊り下げ概要図



電波調整治具吊り下げ概要図